平成２７年（フ）第９８号
広島市西区南観音６丁目12番14号
債務者　沖本　賢司
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９号
広島市西区南観音６丁目12番14号
債務者　沖本　邦子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４号
広島県廿日市市宮島口東３丁目５番16号
債務者　織野　郁恵
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７号
広島市西区南観音町11番５―301号
債務者　牛津　哲治
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
宮崎市高岡町飯田27番地　市営住宅284棟406号
債務者　山岡　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
宮崎県西都市大字三宅3966番地２　ビレッジこすもす202号、前住所宮崎県西都市大字三宅4249番地３
債務者　一木　和文
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３５号
長野県東筑摩郡山形村3011番地
債務者　百瀬　英泰
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３６号
長野県東筑摩郡山形村3011番地
債務者　百瀬　春美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４３号
高知県須崎市東古市町１番27号
債務者　前田　　充
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第９号
高知県須崎市新町１丁目５－８、住民票上の住所高知県須崎市浜町２丁目１番14号
債務者　尾崎　信子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第４４６号
大阪市住吉区南住吉４丁目15番11―504号
債務者　西川　陽介
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６号
大阪市住之江区新北島２丁目１番１―802号、前住所大阪市住之江区新北島２丁目１番１―401号
債務者　北村　茂一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０号
大阪市浪速区日本橋４丁目２番15―1002号
債務者　鈴木　麻依
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８９号
大阪府門真市岸和田３丁目７番１号
債務者　西村久美子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９２号
大阪市生野区勝山北４丁目５番10号　エステートピア勝山101号
債務者　岡井　道久
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９８号
大阪市福島区吉野１丁目19―20　ルアンジュ福島301号、住民票上の住所大阪市西区川口３丁目１番24―６Ｃ号
債務者　猿渡ちあき
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１号
千葉県野田市山崎貝塚町28番地の９　アーバンクレスト３Ａ―102
債務者　山下　卓雄
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部